

## 2021 年度 修学支援新制度の後期利用継続について

現在、修学支援新制度を利用中で前期の授業料の減免を受けている方は、

後期授業料の減免を継続して受けるために

【大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書】

を提出していただく必要があります。

添付ファイルを各自印刷して頂き、2021 年 9 月 30 日(木)17 時までに学生支援課へ提出してください。

記入事項に給付奨学生の奨学生番号が必要になりますので、以前お渡しした奨学生証にてご確認ください。

(添付ファイルの申請書は大学 3 号館 1 階学生支援課でも用意しております)

※提出がない場合は、修学支援新制度が「停止」となります。

**提出期限:2021 年 9 月 30 日(木)17 時**

郵送(簡易書留)または、学生支援課までお持ちいただく方法にてご提出ください。

提出物:大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書

提出先:大学 3 号館 1 階 学生支援課